法人名称

事業所名

使用許可申請書入力シートに記入した、法人名称、工場又は事業所の名称を記入します。

# 計　量　管　理　規　定

令和６年10月１日版

# 目　　次


頁

第 1 条　　目　的 …… 1

第 2 条　　計量管理責任者 …… 1

第 3 条　　核燃料物質計量管理区域の設定 …… 1

第 4 条　　受入れ、払出し及び廃棄に関する手続 …… 1

第 5 条　　消費、損失等に関する手続 …… 1

第 6 条　　事故損失又は事故増加に関する手続 …… 2

第7条～第8条　記　録 …… 2

第 9 条　　報　告 …… 2

附則 …… 3

国の機関、国立大学法人の場合は「第 61 条の 8 第 1 項及び第 76 条の規定」

使用許可申請書入力シートに記入した、工場又は事業所の名称を記入します。

（目　　的）

第１条　本規定は、核原料物質、燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて〇〇〇〇：事業所名（以下「〇〇：略称」という。）における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

工場又は事業所の名称の略称とします。

国の機関、国立大学法人の場合は「承認」

（計量管理責任者）

第２条　〇〇における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

２　〇〇における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。

３　〇〇における計量管理責任者は、□□：特定できる役職名とする。

計量管理責任者となる者の氏名ではなく、一人に特定できる役職者名を記入します。
※役職名で一人に特定することが難しい場合、保障措置室に相談して下さい。

工場又は事業所以下の単位（範囲）とし、原則室を単位とします。
・「核燃料物質事故増加報告書入力シート」等を作成するために作成した「基礎情報入力シート」の使用の場所の欄と同じ内容を記入します。

第３条　〇〇における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、◇◇△階～室　をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

２　前項のMBAの符号はK〇〇〇とする。

ＭＢＡの符号は、空欄のまま提出し、国際規制物資の使用許可を得た後、国から通知されたＭＢＡ符号を記入し保管します。

（受入れ、払出し及び廃棄に関する手続）

第４条　計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

（消費、損失等に関する手続）

第５条　計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、

当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

（事故損失又は事故増加に関する手続）

第6条　計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失若しくは増加が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。

（記　　録）

第7条　計量管理責任者は、第4条、第5条及び第6条の記録を作成し、作成後10年間〇〇に保存するものとする。

2　前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。

(1)在庫変動の日付

(2)在庫変動の原因又は理由

(3)受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号

(4)供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）

(5)核燃料物質の種類

(6)核燃料物質の数量

第8条　計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間〇〇に保存するものとする。

（報　　告）

第9条　計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（以下「規則」という。）第48条第19項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1ヶ月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものと

する。

2　計量管理責任者は、事故増加が生じた際、規則第48条第27項の規定に基づく報告書が、当該事故増加が生じた月の翌月15日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

3　計量管理責任者は、事故損失が生じた際は、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会へ連絡するものとする。

附則　本規定は、○○○○○○○○から施行する。

・新規認可申請の場合、以下のどちらかを記載する。
「本規定は、計量管理規定認可の日から施行する。」
「本規定は、計量管理規定認可の日又は令和○年○月○日のいずれか遅い日から施行する。」
・変更日の後に申請した場合
「本規定は、計量管理規定変更認可の日から施行する。」
・変更日直前に申請した場合
「本規定は、計量管理規定変更認可の日又は令和○年○月○日のいずれか遅い日から施行する。」

なお、国の機関、国立大学法人の場合は、上記の記載例における「認可」は「承認」として附則を記載すること。